

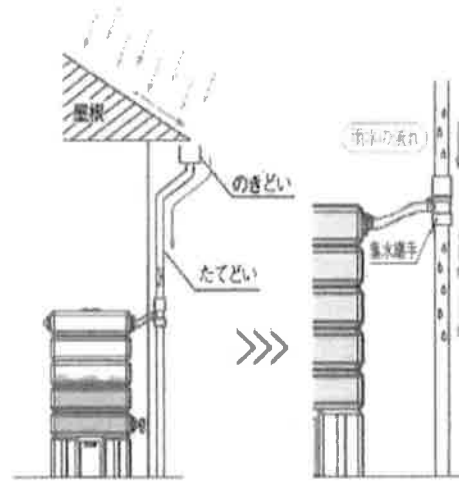
雨水貯留施設設置事業補助金

【雨水貯留施設とは？】

家庭に雨水貯留槽を設置し、降った雨を蓄える施設です。雨水貯留を行うことにより、雨水が一挙に河川に流れ込むのを防ぎ、河川の氾濫等による浸水被害を抑制します。また蓄えた雨水は庭木や花への灌水や打ち水に利用することで水資源の有効利用となります。



○雨水貯留施設の一例と設置状況



○雨水が貯まる仕組み

【補助金対象施設及び対象者等】

・貯留施設の仕様

雨水貯留槽（市販品）の容量は100L以上で、雨どい等に接続し、排水のための蛇口を備えていること。

・対象者

善通寺市内で専用住宅または併用住宅にお住まいの方で、市税、下水道受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者分担金及び農業集落排水施設使用料を滞納されていない方

・対象経費

雨水貯留槽の購入費、雨水の集排水のための配管等に要する材料費及び諸経費を含む工事費（消費税等を含む）

・補助金額、回数

対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

容量100L以上200L未満は上限3万円、200L以上は上限5万円

1世帯当たり1回限り（ただし、交付日から5年経過後は申請可）

【補助金交付までの流れ】

- ① 補助金交付申請書の提出
 - (1) 補助金交付申請書 (第1号様式)
 - (2) 収支予算書 (第2号様式)
 - (3) 位置図
 - (4) 雨水貯留槽仕様書
 - (5) 配置配管図
 - (6) 工事費等見積書 (写し可)
 - (7) 市税に係る滞納のない証明書
 - (8) 債権者登録申出書
 - (9) 同意書
- ② 市から補助金交付決定通知書を発行
- ③ 着手届の提出 (第4号様式) →工事に着手
- ④ 工事が完成後、実績報告書の提出
 - (1) 実績報告書 (第7号様式)
 - (2) 収支決算書 (第8号様式)
 - (3) 工事店等の領収書 (写し可)
 - (4) 施設の完成写真
- ⑤ 市から工事完了検査合格の後、補助金交付額確定通知書を発行
- ⑥ 補助金交付請求書の提出 (第10号様式)
- ⑦ 補助金の交付

* 補助制度等、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

善通寺市都市整備部下水道課

TEL 0877-63-6317

FAX 0877-63-6359